

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（17）」
2. 日時：平成30年3月5日 13時30分～15時55分
3. 場所：原子力規制庁 8階打合せスペース

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職、糸川安全審査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田統括技術研究調査官

日本原子力発電株式会社

発電管理室 所長代理 他5名

5. 要旨

- (1) 共通事項、特別点検（原子炉圧力容器、原子炉格納容器、コンクリート構造物）について

○日本原子力発電から、共通事項、特別点検（原子炉圧力容器、原子炉格納容器、コンクリート構造物）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【共通事項】

- 震災影響の評価について、劣化状況評価に対する考え方を整理して説明すること。

【特別点検（原子炉格納容器）】

- 格納容器の塗装について、現状保全の考え方を整理して説明すること。
- 格納容器の点検不可範囲について、健全性担保の考え方を説明すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

- (2) 原子炉圧力容器基礎ボルトについて

○日本原子力発電から、原子炉圧力容器基礎ボルトにおける曲がり構造ボルトに関し、建設時の対応について説明があった。

6. 資料

- ・「東海第二発電所 審査会合における指摘事項の回答一覧表」
- ・「東海第二発電所 審査会合における指摘事項の回答（運転期間延長認可申請関係）」
- ・「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（共通事項）」

- ・「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（共通事項） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 特別点検（原子炉圧力容器：炉心領域の母材及び溶接部を除く）」
- ・「東海第二発電所 特別点検（原子炉圧力容器：炉心領域の母材及び溶接部を除く） 補足説明資料」
- ・「原子炉圧力容器基礎ボルトのうち曲がり構造ボルトについて」（3月1日提出資料）
- ・「東海第二発電所 特別点検（原子炉格納容器）」
- ・「東海第二発電所 特別点検（原子炉格納容器） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 特別点検（コンクリート構造物）」
- ・「東海第二発電所 特別点検（コンクリート構造物） 補足説明資料」